

第5期（平成28～29年度）第5回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成29年6月23日（金） 午前10時から午前11時50分まで

場 所 日進市役所本庁舎4階第1会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、杉山知子、塩崎紀幸、林かぐみ、高平和彦、鈴木知代子、若松正樹

欠 席 者 伊藤三郎（副会長）、財部剛

事 務 局 金山敏和（企画部長）、水野隆史（企画政策課長）、川合陸仁（企画政策課課長補佐）、野村圭一（企画政策課市政戦略係長）、松井啓子（企画政策課市政戦略係主査）

説明の為に

出席した者 石川雅之（市民協働課長）、鈴木崇正（市民協働課課長補佐）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（1名）

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 日進市自治基本条例の検証について
 - ・自治基本条例の条文の検証（前文～第14条）
 - (2) 平成28年度市民参加手続の実施状況及び平成29年度市民参加手続の実施予定について
- 4 その他
- 5 閉会

配付資料 第5期（平成28～29年度）日進市自治推進委員会名簿

資料1 日進市自治基本条例の検証について

資料2 日進市自治基本条例検証シート

資料3-1 他条例との比較について

資料3-2 日進市自治基本条例と他市条例との比較表

資料4 市民参加の対象事項と手続方法の関係総括表等

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 あいさつ
	3 議題
会 長	それでは、議題（1）「日進市自治基本条例の検証について」、担当課から説明をお願いします。
企 画 政 策 課	（資料1に沿って説明）
会 長	名前からはわかりにくいですが、自治基本条例は自治体の憲法と言われることもあり、条例の中で一番格が高いものです。学説上、制定した方がいいという意見と制定しなくてもいいという意見がありますので、現状では自治体によって対

発 言 者	内 容
	<p>応が分かれています、400程度の自治体は制定しています。</p> <p>今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。</p>
委 員	<p>条例第28条に「市民参加のもとに検証」とありますが、この市民参加というのはどういう形でしょうか。</p>
企 画 政 策 課	<p>たとえばこの委員会も市民参加の一つですし、条例を改正するとなればパブリックコメントで市民に意見を伺うことになります。</p>
会 長	<p>改正の必要がないときに意見を問うのは難しいので、改正の必要があるときに市民から意見をいただくということですね。</p> <p>では、続いての説明をお願いします。</p>
企 画 政 策 課	<p>(資料3-1、3-2に沿って説明)</p>
会 長	<p>今の説明に関して質疑・意見等がありますか。</p>
委 員	<p>3ページの自治基本条例第15条について、「年齢にふさわしい」という表現に違和感はないのですが、「能力に応じた」という表現には違和感があります。能力の定義は何か、誰がどうやって能力の有無を判断するのか、という疑問を感じます。もっといい表現があるのではないかと思います。</p>
企 画 政 策 課	<p>その部分について詳細な解説はありませんので、制定時に議論の中でどのような思いを込めて表現したのかを振り返ってみる必要があります。</p>
会 長	<p>他自治体の事例を調べていただいて、「能力に応じた」というのが一般的な表現かどうか確認していただければと思います。ただ、この理由だけで条例改正というのは望ましくありませんので、他の条文を直す折にこの部分も併せて変更するのがよいでしょう。</p>
企 画 政 策 課	<p>「それぞれ」という言葉が「年齢」にはついていますが、「能力」にはついていませんので、「子どもなりの能力」という意味合いで使っているかもしれません。このあたりも含めて確認させていただきます。</p>
会 長	<p>第1項では主体は「市民」であり、特に「能力」という言葉を使っていませんが、「子ども」が主体となる第2項や第3項の条文では使っていますね。</p>
委 員	<p>「市民」一般に対して「能力に応じて」と使うのは、問題のある表現ですよ。</p>
企 画 政 策 課	<p>特別な意味合いを含んでいるかはわかりませんが、子どもは発達段階に応じてできることが増えていきますので、そういう意味合いでの表現かもしれません。本日は制定時の委員でいらした伊藤副会長が欠席ですし、当時の経緯を改めて確認させていただきます。</p>
会 長	<p>選挙権が20歳から18歳になりましたが、16歳の国もあります。選挙権を「能力に応じて付与する」としたら、大変なことになります。そのように読み込まれる恐れもあるので、一般的にどう表現されているのか他の自治体の条例等と比べてみる必要がありますね。たとえば「障害者」の「害」の字ですが、障害者団体はひらがなで書きます。いまは運動ですが、今後もっと広く浸透していけば法令の書き方も変わる可能性があります。程度の問題もありますが、不快と感じる人がいるならその意思を尊重しましょうという、最近の流れもあります。確認</p>

発 言 者	内 容
	<p>をお願いします。</p> <p>資料 3-2 の「危機管理条項」について、東日本大震災が起きるまでより、起きたあとでは該当割合が上がっていますね。これをどう考えるか。1 回検討して追加不要となっていますが、その後の他市の動向をみると全体で 7 割、近年制定では 4 分の 3 以上で条例に規定されています。日進市自体の環境の変化はありませんが、他市の環境が変わっているの、それをどう捉えるかですね。</p>
企画政策課	<p>昨年度の議論では、「条例の項目にはないが、本市では防災への取組が行われている現状があるので、あえて追加しなくてもよい」という結論になったと理解しております。ただ、他市が増えてきているという点の議論は別に必要かもしれません。</p>
会 長	<p>他市が増えているからといって追加する大きな根拠にはなりません、環境としてそういう状況になったときに、防災計画等もあつて条例もあるから日進市では不要という考え方もありますし、他市も入れているから日進市も入れてもいいのではという思いもあります。</p> <p>日進市は津波の被害は想定しにくいので、考えられるのは地震の被害でしょうが、想定されている被害はどのくらいでしょうか。</p>
企画政策課	<p>確か南海トラフ級で死者数は若干名です。避難者は約 8 千人、帰宅困難者は約 1 万人 1 千人～1 万 3 千人発生しますが、死者や倒壊の被害は限られていると予想されています。</p>
会 長	<p>海に面している自治体では津波に備えて規定していますが、日進市はそこまでする必要がないかもしれませんね。他市が増えているからという理由だけで入れるものでもないですが、そういう状況を含めて、このままでよいと今回改めて検討したということでよいと思います。条例に入れてもいいが、入れなくてはいけないというものではありませんので、検討した記録を留めておいていただければと思います。</p> <p>続いていかがでしょうか。</p>
委 員	<p>1 ページの第 24 条では「財政に関する計画及び状況を公表し、わかりやすく説明しなければなりません」とあります。広報紙で市の財政状況を公表していますが、あれを見ただけではわかりません。複式簿記のような表記にするなど努力されているとは思いますが、一般企業の会計と比べるとわかりにくいです。特に結論がわかりにくいと思います。企業会計の視点を加えるなど、もう一歩工夫をお願いしたいです。</p>
企画政策課	<p>お話にも出ましたが、自治体の会計は単式簿記でしたが、平成 28 年度決算から複式簿記での公表になります。今までの単式簿記を補完するものとして、複式簿記が導入されます。</p>
会 長	<p>北海道ニセコ町の予算決算を取り寄せていただくといいと思います。たとえば、町の単独の道路事業について、今年度は〇〇さんの家の前まで 2 車線に、来年度は〇〇さんの家まで、という風に固有名詞で具体的に書いてあります。すべ</p>

発 言 者	内 容
	てがそうできるとは思いませんが、わかりやすくする努力はかなりされています。単式簿記から複式簿記への変化は、民間企業の人にはわかりませんが、そうでない人にはどちらもわかりません。ニセコ町のような事例を参考にして、できる範囲の努力をお願いしたいですね。
企 画 政 策 課	広報紙では紙面が限られますので、たとえば市のホームページでは市の予算を家計に置き換えて解説しています。議会からもわかりにくいと指摘を受けていますので、中学生くらいの子どもがわかるようなものになるよう取り組んでいきたいと考えています。ニセコ町の例は財政課にもお伝えします。
委 員	いま話に出たインターネットのことですが、若い人には常識ですが、私たち高齢者にはどのくらい普及しているのでしょうか。先日、ある説明会で市の職員が「1年も前から（インターネットで）やっている」と言いましたが、それに対し「1年前であっても2年前であっても、インターネットを利用していない者にとっては、やっていないのと同じだ」という批判が高齢者のお一人からありました。インターネットでやっているというのはどのくらい有効なのでしょうか。
企 画 政 策 課	確かにインターネットは市民の100%の方が見られるものではありません。
委 員	はっきりした普及率はわからないようですね。
会 長	全国ベースのデータですが、意外と高かったように思います。70代、80代になると下がっていきませんが、利用されていない方がおられる以上、紙媒体とネット媒体と両方で提供する努力は必要です。
委 員	インターネットでないと見られない情報なのでしょうか。
企 画 政 策 課	インターネットにしか載せていない情報もあるかもしれません。
委 員	担当課に言えば見せていただけるのですよね。
会 長	広報紙では紙面に限りがあるので詳細はインターネットにアクセスしていただき、一方で、インターネットを利用しない人には担当課において紙媒体でお渡しすることになりますね。
企 画 政 策 課	インターネットで見られるものは印刷してお渡しできますし、予め印刷したものがあればより望ましいと思います。インターネットでしか情報が得られない環境はよくないと考えています。
会 長	この説明責任の条項ですが、これは微妙な問題を含んでいます。ここに書いてある、市役所が「積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません」というのは、説明責任とは少し違いますね。説明責任というのは、市役所側がわかりやすい説明をすることを言います。第21条に書いてあるのは、市民から聞かれたときに情報公開をしますという意味が主なのです。似ていますし、かぶる部分もありますが、説明責任というのは市民から聞かれる前に市役所側がわかりやすく説明することなので、少しニュアンスが違います。その少しニュアンスが違うこと、つまり情報公開を書いた上で説明責任も書くということを自治基本条例で規定するのがいいのか、そこまでしなくていいのか、という問題です。他市の事例を見ると該当が49%で、半分はありま

発 言 者	内 容
	<p>せんね。ニアリーイコールですが、説明責任は説明する側が積極的に説明しなくてはいけない、情報公開は市民の側が情報公開請求したときに隠さずに公開しなくてはいけない、という話なので主語が違います。ただ、情報公開を積極的にやることで結果的に説明責任を果たすこともありますし、情報公開に加えて条文を追加するのは重複する部分が多いため書き方が難しいですね。</p>
企画政策課	第24条の財政の条文では説明責任を規定しています。
会 長	<p>財政に規定しているので、類推して当然財政以外もそうであると読み取れるとすれば、第21条は情報公開の側面から規定し、第24条は説明責任の側面から規定していると解して、市政全般について説明責任があると読めないことはないでしょう。両方から規定することで、説明責任がないものではないと解釈できると思います。</p> <p>では、続いて説明をお願いします。</p>
企画政策課	(資料2の前文から第3章までについて説明)
会 長	<p>協働についての学説を紹介します。法政大学名誉教授だった故松下圭一さんの学説です。たとえば沖縄の基地反対や万博の開催反対など、行政のやることに反対している人たちへも行政は公平に接しなくてはなりません。行政に賛成する市民だけと協働するのはいいことではありません。そういう意味で、市民間の協働とは違って、行政が協働を進めるときには慎重になる必要があるということです。自治基本条例は権力主体と市民とのいわば協定書ですが、そこで一方のパートナーシップだけを規定するのはおかしいという見解です。反対運動している人を不平等に扱ってはいけないのは協働においても同じです。一方だけをひいきするような誤解を生じさせる規定が自治基本条例にあるのは問題だ、という指摘です。これについては他の意見もありますのでご紹介に留めておきますが、鋭い指摘だと思います。いまの条例はこのままでよいと思いますが、中長期的には反対する市民との協働について表現することになるかもしれません。反対や無関心の市民へも市役所は公平を意識して事務を進行すること、また、賛成の市民をひいきしていいという趣旨の条文ではないことを、確認するという程度でいまはよいかと思います。</p> <p>資料2について残りの説明をお願いします。</p>
企画政策課	(資料2の第4章について説明)
会 長	今の説明に関して何か意見はありますか。
委 員	<p>第12条に市議会は「市民の意思を的確に反映した市政の実現」とありますが、私は的確に反映していると思いません。安保法制について、このままでは問題があるという請願を議会は否決しています。20人中13人の議員によって否決された結果、日進市民は賛成しているということになります。新聞の世論調査では納得していない人が半数以上いるにも関わらずです。これは市民の意思を的確に反映しているといえるのでしょうか。議会報告会で、否決した根拠を聞く機会をお願いしましたが、返事はノーでした。議会側に一般市民の声を受け入れる気持</p>

発 言 者	内 容
	<p>ちが少ないと感じました。市長の権限でオンブズマンを立ち上げてはいかがでしょうか。オンブズマンなら議会へ意見が言えると思います。</p>
会 長	<p>議会制度は日本だけでなく世界の多くの国で行われています。弁護士は「代理」ですが、議員は「代表」です。弁護士は弁護する人の範囲の中でしか動けませんが、議員は自分を支持した人には縛られません。たとえばTPP反対を訴えて農協の支持で当選した人が、議会での議論を経て賛成に変わったとしても問題ありません。日進市の議会で13人の議員が請願に反対し、7人が賛成したというのは、それは議会の意思・市民の代表の意思として判断したということになります。そういう約束事なのです。その状況を変えようとするなら、次の選挙の投票で示す、そういうことでないと議会制度は成り立ちません。たとえば国会でも自民党が民進党の3倍ほど支持がありますが、加計問題で説明責任が不十分だと感じている人は8割ほどいます。しかし、国会議員が集まって何かを決めたら、それが国民の意思ということになります。それがいやだと言ったら、国会を潰して革命を起こすとか、独裁主義にするということになります。議会制民主主義とはそういう約束事なのです。議員は個別の問題では選出されていませんよね。安全保障や経済政策などパッケージで選びますね。有権者が選んだらそこで国民代表・住民代表となるのです。歴史的に見ると、その方がマシということです。以前は暴力で決めていました。暴力で勝った方の意見が通っていたのです。それよりは議員の多数決の方がマシだろうと。ですから議会の意思が正解だということではありません。間違っていたら次の選挙でただすことができる制度なのです。まどろっこしい仕組みではありますが、議会制民主主義というのはそういうルールなのです。</p> <p>第12条に市議会の役割等について「別に条例で定める」とありますが、議会基本条例も市の最高規範と考えるべきだと思います。最高規範は一つである必要はありませんので、自治基本条例と議会基本条例の二つが最高規範ということになります。議会基本条例は自治基本条例の中に規定がありますので、二つのうち最高は自治基本条例で、それに次ぐものが議会基本条例になります。</p> <p>では議題(1)「日進市自治基本条例の検証について」はここまでとし、第15条以降の検証は次回になります。続いて議題(2)「平成28年度市民参加手続の実施状況及び平成29年度市民参加手続の実施予定について」の説明をお願いします。</p>
市 民 協 働 課	(資料4に沿って説明)
会 長	<p>この条例では市民参加の手続を2つ取りなさいと言っていますが、それぞれのテーマにとってよりふさわしい方法を取ることを検討してくださいとこの委員会をお願いしていました。その宿題に答えていただいたわけですね。</p>
委 員	<p>たとえば平成29年度実施予定の第5期日進市障害福祉計画の策定では、附属機関として障害者自立支援協議会や障害福祉計画検討部会が記載されています。附属機関の設置は、妥当と言いますか、現実性が高く協議がじっくりできる体制</p>

発 言 者	内 容
	だと思いますが、機関や委員の選定は担当課に任されているのでしょうか。
市 民 協 働 課	原則的には公募市民等によって多世代のさまざまな立場の方の意見を反映しています。担当課による機関設置や委員選定等の段階において市民協働課でも確認を取っていますので、市民参加の実行は担保されていると考えています。
会 長	環境についてチェックする手法として環境アセスメントがありますが、これはいわば市民参加アセスメントですね。市民参加について関係各課の市民参加度合いをチェックするものです。 他に意見がなければ、議題（２）はここまでとします。
	4 その他
	5 閉会